（中核市の特例）

第二十四条　令第十三条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

別表（第二十一条の二関係）

一　有料老人ホームの設置者に関する事項
　設置者の名称及び主たる事務所の所在地
二　当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項
　イ　施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
　ロ　有料老人ホームの類型
　ハ　施設の竣工年月日
　ニ　当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日
　ホ　施設までの主な利用交通手段
　ヘ　居室の状況
　ト　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
三　介護等の内容に関する事項
　イ　当該報告に係る介護等の内容等
　ロ　入居対象となる者
　ハ　当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
　ニ　利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
四　当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
五　施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
六　その他都道府県知事が必要と認める事項

（中核市の特例）

第二十四条　令第十二条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

（新設）